

## 瀬戸市愛知万博20周年記念事業助成金審査要領

### (趣旨)

第1条 瀬戸市愛知万博20周年記念事業助成金交付要綱（以下、「要綱」という。）第5条第1項の規定により、瀬戸市愛知万博20周年記念事業助成金（以下、「助成金」という。）に係る審査について必要な事項を定めるものとする。

### (審査員)

第2条 審査員は、次に掲げる者とする。

- (1) 経営戦略部長
- (2) 政策推進課長
- (3) シティプロモーション課長
- (4) ものづくり商業振興課長
- (5) 観光課長

### (任務)

第3条 審査員の任務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 助成金交付対象とする事業の審査
- (2) 事業の予算に係る審査
- (3) 事業報告への意見
- (4) その他市長が必要と認める事項

### (審査方法)

第4条 審査は、要綱第7条の規定により提出された申請書類に対する評価をすることにより行う。

2 審査員は、交付申請のあった事業（以下「交付申請事業」という。）ごとに、別記に規定する方法により評価及び採点を行い、審査結果を決定する。

### (庶務)

第5条 審査についての庶務は、経営戦略部政策推進課において行う。

### (雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は審査員及び政策推進課の協議によって定める。

### 附 則

この要領は、令和7年1月6日から施行する。

## 別記（第4条関係）

### 1 評価方法

- (1) 審査員は、申請書類に対し、審査基準に基づく評価を行う。
- (2) 公開プレゼンテーションは、実施しない。
- (3) 審査基準及び配点は以下のとおりとする。

（審査員1人あたり1申請団体に対して20点満点）

基準	内容	配点
ア 公益性	・ 助成金の趣旨に基づき、万博理念の継承又は交流の促進につながるか。	5点
イ 独自性 新規性	・ 団体ならではの視点や手法を活かした事業であるか。 ・ 従来の企画にはない創造的な事業であるか。	5点
ウ 実現性	・ 実行可能な方法、スケジュール、予算、人員・組織体制で事業計画が立案されているか。	5点
エ 有効性	・ 事業が市内外の方の誘客を期待できるか。	5点
合計		20点

- (4) 審査員は、下表のとおり5段階評価（a～e）を行う。

評価区分		配点掛率
a	非常に優れている	1.0
b	優れている	0.8
c	適当である	0.6
d	再考が必要	0.4
e	基準を満たしていない	0

### 2 採点方法及び審査結果決定方法

- (1) 審査基準ごとに、各審査員の評価（a～e）に応じた配点掛率を、各審査基準の配点に乘じ、得点を決定する。
- (2) 交付申請事業ごとに審査員による協議を行い、合計得点により、交付申請事業の最終得点を決定する。
- (3) 最終得点の高い順に交付決定事業を20事業決定することとし、助成金額は審査の結果に基づき決定する。なお、助成額の合計が予算額を下回る場合であっても、助成金額の按分や調整は行わない。
- (4) 最終得点の得点率が60%以下の交付申請団体については、不交付を決定する。
- (5) 審査を実施後、速やかに交付申請団体に対して審査結果を伝え、ホームページで公表する。